

○最近の判例から
ローン解除について、客観的障害がないのに
買主の随意の判断で融資を受けなかつた場合は、
適用がないとされた事例

松尾 光章

売買契約のローン条項にもとづく約定解除権が発生しているか否かが買主と仲介業者との間で係争になつたが、裁判所はローン条項につき、契約当事者の合理的な意思解釈として、一般には融資を受けるについて客観的障害があるときに初めて買主に解除権を与える趣旨であるとして本件についてはローン条項もとづく解除権の発生を否定した事例である。

Yは、媒介で、土地及び建物について、売買代金一、七五〇万円で売主Aとの間で売買契約を締結し、手付金五〇万円を支払った。

Xは、残代金一、七〇〇万円の支払いについては、退職金（平成五年三月退職予定、退職金二、六〇〇万円）で一括して支払う予定で、本件売買契約に融資不成立の場合に契約が白紙解除される旨のローン条項を付した。

一方、Xは、Yに対する媒介手数料の支払いについては、①手数料は六〇万二二五〇円とし、代金決済時までに支払う、②手数料の支払い義務は、中途解約の際も負うが、ローン条項により解除となつたときは免れる、旨Yとの間で約定した。

そして、Xは、ローンの借入先についてはB銀行とし、自宅も追加担保するととした。ところが、Xの娘がたまたま刑事案件を起こ

し、その方の示談金五〇〇万円を支払うために、Xは勤務先のC職員信用組合から退職金C信用組合に預けざるをえなかつた。なお、それら土地と建物にはいずれも抵当権等の設定登記はなされていなかつた。

そこで、Xは、Yに、「事故に遭い、自宅を担保に入れたので、住宅ローンの借入ができなくなつた」と説明した。しかし、B銀行の担当者は、「Xあての融資は内定したが、自宅を担保に供さないので、融資条件を満たさない」と言つていた。

その後、Xは、翌平成五年六月二十日、Aに対し、迷惑料二五万円を支払う約定で、本件売買契約を合意解約した。

このような経緯をへて、YはXに対し、媒介手数料の支払いを求めて訴えを提起した。Xはやむを得ない事情によりB銀行の融資が成立しなかつたのであるから、ローン条項の適用があり報酬の支払い義務はないと抗弁した。

二 判決の要旨

裁判所は、次のように判示した。①本件ローン条項の借入先、返済期間、担保物件等の具体的な内容は、契約書で特定されていないが、

一 事案の概要

買主Xは、平成四年四月二十五日、媒介業

「売買契約締結後、相当な期間内に、契約当事者の交渉を通じて特定する」ものであり、本件においては、B銀行が借入先となり、本件土地建物以外にXの現在居住する土地建物をも担保することに確定している。②本件ローン条項の「融資不成立の場合」については、「特段の事情がない限り、当該ローン条項は、予定された金融機関からの融資が実行されないことが買主にとって客観的な障害によるものであつたといえる場合に買主に解除権を与える趣旨である」。本件の場合、退職金での一括返済が不可能になつたかどうかは疑問であり、仮に一括返済が無理であつたとしても、自宅を担保に供することは可能であり、収入面、家族の状況等からローンを返済していくことは十分可能と考えられ、客観的な障害があつたとはい難い。本件係争は、Xが購入の意思を喪失したことに起因するものといわざるを得ないとして、Xの抗弁を斥け、Yの請求を容認した。

三まとめ

媒介業者の依頼者に対する報酬請求権は、特約がない限り、当事者間に売買等の契約が有効に成立すれば発生し、いつたん成立した報酬請求権は、売買契約成立後売買当事者間

の合意、自己都合で解除されたような場合でも消滅しない。しかし、ローン条項付売買契約の場合は「ローン不成立の場合には、媒介業者は受領した報酬を全額返還しなければならない」とされている。

本件は、当事者間では合意解約されている案件であるが、本判決はローン解約の判断基準について、本件はローン解約の判断を下したものである。注目すべき判決であると思われる。

（調査研究部調査役）
の不履行により売買が解除されたり、当事者間の合意、自己都合で解除されたような場合でも消滅しない。しかし、ローン条項付売買契約の場合は「ローン不成立の場合には、媒介業者は受領した報酬を全額返還しなければならない」とされている。

本件は、当事者間では合意解約されている案件であるが、本判決はローン解約の判断基準について、本件はローン解約の判断を下したものである。注目すべき判決であると思われる。

（調査研究部調査役）

○最近の判例から

借地権が存続するにもかかわらず、それが消滅したものと誤信して代金額が決定された土地売買契約は、要素の錯誤により無効であるとされた例

森下 清人

土地の売買において、借地人であつた買主が、借地権は存続しているにもかかわらず、それが消滅したものと誤信して更地価格を基準に代金額を決定した土地の売買契約は要素の錯誤により無効とされた事例を紹介する。

Xの父Aは、昭和四十六年十二月二十八日、Yに対し、土地（六四・五五m²）を普通建物所有目的で期間二〇年と定めて賃貸し、Yは、同土地上に建物を建築した。

一 事案の概要

媒介業者の依頼者に対する報酬請求権は、特約がない限り、当事者間に売買等の契約が有効に成立すれば発生し、いつたん成立した報酬請求権は、売買契約成立後売買当事者間